

横須賀市（児童相談課）会計年度任用職員募集要項

職種	児童指導員及び保育士（フルタイム）
業務内容	一時保護児童の生活指導及び事務補助事業等 業務内容の変更の範囲：変更なし
勤務場所	横須賀市小川町 16 番地 横須賀市役所 はぐくみかん 児童相談課 ※一時保護所は非公開のため、勤務場所に児童相談課の住所を記載しておりますが、実際の勤務場所は京浜急行「横須賀中央駅」から徒歩圏内となります。（詳細は採用決定後にお知らせします） 勤務場所の変更の範囲：変更なし
募集人数	2名
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 更新（再度の任用）の可能性 あり ・勤務実績等に基づき判断します。 ・更新回数上限 4 回（最大任期 5 年） ※会計年度任用職員は年度ごとの任用となります。 更新の有無は各事業の実施状況等により異なるため、更新を約束するものではありません。
試用期間	試用期間あり（1か月）
勤務日数	週 5 日
勤務時間	A 勤務 7：00～15：45（休憩 60 分） B 勤務 8：30～17：15（休憩 60 分） C 勤務 9：15～18：00（休憩 60 分） D 勤務 13：00～21：45（休憩 60 分） E 勤務（宿直）12：30～24：00（休憩 75 分） F 勤務（宿直明け）6：30～12：30（休憩 45 分）※E・F は通し勤務
休日	シフト制。土・日曜日、祝日の勤務あり
時間外労働	原則なし。ただし、公務のために臨時又は緊急に必要がある場合においては、時間外労働あり。
賃金	月額 273,056 円（地域手当相当分含む） (市の規定により別途通勤費を支給) ※人事院勧告に基づき給料表の改定等により遡って給与単価が変更になる場合があります。
加入保険	健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険
応募条件 (共通事項)	・令和 8 年 4 月 1 日時点で 65 歳未満の方 (横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則第 19 条(3)に定める、退職に関する規定による。)

	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人 ・年収調整のためのシフト調整や給与の試算は実施できません。事前に勤務条件や賃金等をご確認の上ご応募お願ひいたします。 ・他事業所及び横須賀市役所内部の兼業はできません。
応募条件 (資格等)	保育士、教員または社会福祉士、精神保健福祉士の免許・資格を有する人
応募方法	<p>事前に下記担当に電話連絡の上、履歴書(顔写真付)・自己 PR 文(A4用紙1枚程度、様式任意)、資格証明書(写し)または教員免許状(写し)を郵送してください。</p> <p>【提出先】</p> <p>〒238-8525 横須賀市小川町 16 番地 横須賀市役所 児童相談課 総務係 あて ※ 2月 10 日(火)必着です。 ※ 普通郵便等による郵送の事故等は一切責任を負いません。 ※ 応募書類は返却いたしません。</p>
選考方法	<ul style="list-style-type: none"> ・書類選考及び面接試験により採否を決定します。 ・書類選考合格者につき、面接試験を実施します。 <p>(令和 8 年 2 月 18 日 (水) 以降を予定)</p> <p>※ 「保育士」において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内禁煙 ・応募者多数の場合は、期日前に募集を締め切ることがあります。 ・応募後、辞退する場合は必ず連絡してください。
問合せ先	<p>横須賀市役所 児童相談課 総務係 電 話：046-820-2323 担当者：齋藤（サイトウ）</p>